

令和 年 月 日執行

宗議会議員 選挙事務の手引

曹洞宗宗務庁総務部

宗議会議員選挙 スケジュール1 (無投票の場合)

時 期	総務部長	選挙長 開票管理者 (宗務所長)	投票管理者 (教区長)	選挙人(教師・教師補) 被選挙人(候補者)
選挙期日の公示日 年 月 日	選挙期日 宗 達	宗達受領日を含む 5日以内に 教区長へ伝達	伝達受領日を含む 3日以内に 選挙人へ告知	
候補者届出提出期限 選挙期日前20日 (21日前)まで	供託金の 保管	選挙期日 伝 達	選挙期日 告 知	選挙執行 告知文書
候補者届出提出期限 選挙期日前19日 (20日前)		候補者届 候補者推薦届	記録郵便物 供託申入書提出・供託金納付	候補者届 候補者推薦届 供託申入書 P2 供託書交付 候補者の届出 の告知
候補者が議員の系別 定数を越えた 場合は スケジュール2-1 (投票を行う場合)	投票・無投票 報 告 P4	候補者 の締切り 開票管理者へ 投票・無投票 通 告 P4	投票・無投票 通 告 P4 通告を受領後、直ち に選挙人へ文書通知	選挙人へ 文書通知
選挙会は、投票・無投票 通告をした日から 選挙期日後の 7日以内までに開催	選挙録は選挙会後 即日発送	選挙会の 日時・場所を 選挙区内に 文書で公示	文書通知	文書通知
候補者は選挙会期日 前3日までに 選挙長へ届け出る		選挙立会人届 P16		選挙立会人 の選出
選挙会期日 年 月 日	選挙録は選挙会後 即日発送 記録郵便物 選挙録 送致	選挙会 P16 被選挙権 候補者届 の確認 選挙録の作成 当選人決定 P17 当選人が承諾 P18		当選人通告 当選証書交付
	当選人報告書			

宗議会議員選挙 スケジュール2-1 (投票を行う場合)

時 期	総務部長	選 挙 長 開票管理者 (宗務所長)	投票管理者 (教区長)	選挙人(教師・教師補) 被選挙人 (候補者)
<p>候補者届出提出期限 選挙期日前20日 (21日前)まで</p> <p>議員の系別定数を 超えた場合 (投票を行う場合)</p>	<p>投票・無投票 報 告 P4</p>	<p>候補者締切り 系別定数を 超える</p> <p>開票管理者へ 投票・無投票 通 告 P4</p> <p>選 挙 長</p>	<p>投票・無投票 通 告 P4</p> <p>通告を受領後、直ちに 選挙人へ文書通知</p>	<p>選挙人へ 文書通知</p>
<p>選挙期日前10日 までに投票管理者へ 投票用紙を送付</p>	<p>投票紙交付願</p>	<p>記録郵便物</p> <p>投票紙受領 投票用紙作成 P4</p>	<p>投票用紙送付</p>	<p>郵送投票する場合は スケジュール3</p>
<p>各候補者は 選挙会期日前6日 までに選挙長へ 届け出る</p>		<p>開票立会人届 P14</p>		<p>開票立会人 の選出</p>
<p>選挙長は 選挙会期日前3日 までに投票管理者へ 通告する</p>			<p>開票立会人 通 告 書</p>	
<p>各候補者は 選挙会期日前3日 までに投票管理者へ 届け出る</p>			<p>投票立会人届 P5</p>	<p>投票立会人 の選出</p>
<p>選挙期日 年 月 日</p> <p>投票所開所時間 (AM7:00~ PM1:00まで)</p>		<p>投票函、投票録 送致目録等を 開票管理者へ 即日送致 P9</p> <p>次ページへ</p>	<p>投 票 所 P5</p> <p>投票管理者 投票立会人 投票所の閉鎖</p> <p>投票函の閉鎖 P8</p> <p>投票録 送致目録等 の作成 P8</p>	<p>投 票 郵送投票</p>

宗議会議員選挙 スケジュール2-2 (投票を行う場合)

時 期	総務部長	選挙長 開票管理者	投票管理者 (教区長)	選挙人 被選挙人
選挙期日 年 月 日		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 開 票 所 開票管理者 開票立会人 投票函・ 送致目録等を 受領・確認 開 函 開票事務 開票録の作成 P10 </div>	記録郵便物	
選挙期日の翌日までに選挙長へ送付		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 開票録を 選挙長へ 即日発送 </div>		
選挙会は 選挙期日後の 7日以内までに開催		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 選挙会の 日時・場所を 選挙区内に 文書にて公示 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 文書通知 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 文書通知 </div>
各候補者は 選挙会期日前3日 までに選挙長へ届け 出る		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 選挙立会人届 P15 </div>		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 選挙立会人 の選出 </div>
選挙会期日 年 月 日	選挙録は選挙会後 即日発送 記録郵便物 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 100px;"> 選 挙 録 送 致 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 100px;"> 当選人報告書 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 選 挙 会 P15 候補者の 被選挙権 及び候補者届 の確認 選挙録の作成 当選人選定 P17 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 100px;"> 当選人が承諾 P18 </div>		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 100px;"> 当選人通告 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 100px;"> 当選証書交付 </div>

宗議会議員選挙 スケジュール3 (郵送投票を行う場合)

時 期	総務部長	選挙長 開票管理者 (宗務所長)	投票管理者 (教区長)	選挙人(教師・教師補) 被選挙人(候補者)
<p>候補者届出提出期限 選挙期日前20日 (21日前)まで</p> <p>議員の系別定数を 超えた場合 (投票を行う場合)</p>	<p>投票・無投票 報 告 P4</p>	<p>候補者締切り 系別定数を 超える</p> <p>開票管理者へ 投票・無投票 通 告 P4</p> <p>選 挙 長</p>	<p>投票・無投票 通 告 P4</p> <p>通告を受領後、直ちに 選挙人へ文書通知</p>	<p>選挙人へ 文書通知</p>
<p>選挙期日前10日 までに投票管理者へ 投票用紙を送付</p>	<p>投票紙交付願</p>	<p>記録郵便物</p> <p>投票紙受領 投票用紙作成 P4</p>	<p>投票用紙送付</p>	
<p>郵送投票を行う場合 選挙期日前7日まで に投票管理者へ 郵送投票承認申請書 を送付</p>			<p>記録郵便物</p> <p>郵送投票 承 認</p>	<p>郵送投票 承認申請書 P6</p> <p>記録郵便物</p> <p>投票用紙送付</p>
<p>選挙期日 年 月 日</p> <p>投票所閉鎖時刻 (PM1:00) までに投票所へ到達</p>			<p>記録郵便物</p> <p>投票所へ送付</p>	<p>投票用紙記入 護封・外封 作成し封入 P6へ</p>
<p>以降は、宗議会議員選挙 スケジュール2-1 (投票を行う系別がある場合) の投票所からの手順どおり</p>				

宗議会議員選挙事務の手引

1. 投票区分

- (1) 選挙区内の教区ごととする。(教区事務所)
- (2) 宗務所直轄寺院については、所属する宗務所とする。

2. 開票区分

宗務所ごととする。

3. 選挙長

- (1) 宗務所長をもって充てる。2宗務所以上にわたる選挙区の場合は、選挙区内の宗務所長のうちから、総務部長が選挙長を指名する。
- (2) 選挙長が欠けたときは、曹洞宗宗務所規程第11条によって宗務所長の職務を代理する者が選挙長となる。
- (3) 2宗務所以上にわたる選挙区の場合は、同一選挙区域内の宗務所長のうちから総務部長が選挙長を指名する。この場合において、その選挙区内で宗務所長が全て欠けたときは、前項を準用し、総務部長が選挙長を指名する。

4. 投票管理者

- (1) 教区長(直轄寺院にあつては宗務所長)をもって充てる。
- (2) 選挙執行中、教区長に事故があつたとき、宗務所長は当該選挙区の宗門の寺院住職のうちからその事務を代理する者を選任する。(教区長が欠けたとき、宗務所長は速やかに事務取扱を選任する。)

5. 開票管理者

- (1) 宗務所長をもって充てる。
- (2) 開票管理者に事故あるとき、又は欠けたときは、曹洞宗宗務所規程第11条によって宗務所長の職務を代理する者が、その職務を行う。

6. 宗務所における選挙事務

- (1) 宗務所長が処理する。
- (2) 宗務所長が欠けた場合、後任の所長が就任するまで、曹洞宗宗務所規程第11条によって宗務所長の職務を代理する者をもって充てる。

7. 事務処理

- (1) 公示日 令和 年 月 日
- (2) 選挙期日 令和 年 月 日
- (3) 適用する選挙人名簿 令和 年 月 日確定の選挙人名簿
- (4) 伝達告知（必ず文書によること）

① 宗務所長（事務取扱含む）

- (ア) 選挙公示の宗達を受領したときは、受領の日を含めて5日以内に当該宗務所管内の教区長に伝達する。
- (イ) 直轄寺院が所属する宗務所では、さらに、直轄寺院の選挙人全員に告知する。（関係様式集1頁を参照）
- (ウ) 選挙公示と同時に、保管中の選挙人名簿2通のうち、当該教区の名簿1通（縦覧に供したもの）を、それぞれ教区長に送付する。
- (エ) 2宗務所以上にわたる選挙区の場合、もう1通の選挙人名簿を、総務部長より指名された選挙長に提出する。

② 教区長（投票管理者）

- (ア) 宗務所長から選挙公示の伝達を受領したときは、直ちに投票区内の選挙人全員に告知する。（関係様式集1頁を参照）
- (イ) 送付された選挙人名簿は、両系別が無投票であった通告を受けた場合は、直ちに当該宗務所に返送するものとし、投票を行う場合は、投票執行の後、送致目録にしたがい開票管理者へ送付する。

㊦-1 選挙に関する公示・伝達・通告・報告等は全て文書によって行う。

㊦-2 「直ちに」とは、受領した日を含めて3日以内（宗制意見）

(5) 候補者届出

- ① 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間に選挙長に到達するよう、永平寺系又は總持寺系のいずれの系別において候補者になるのかを明記した候補者届（様式総務第2号・関係様式集2頁）もしく

は候補者推薦届（様式総務第3号・関係様式集3頁）を、記録郵便物で送付する。なお、候補者推薦届の推薦人は、当該選挙区の選挙人名簿に登録された者（候補者を除く）が候補者の承諾を得たうえで届け出なければならない。

- ㊦-1 選挙規程第30条の規定により、候補者届又は候補者推薦届は、選挙公示の日から選挙期日前20日までに届け出なければならない。
- ㊦-2 選挙期日前20日とは、選挙期日は含めない。よって20日の日数を計算する場合は、選挙期日を置いた前日から起算する（宗制意見）。
- ㊦-3 選挙に関する「文書」の効力は、次のとおりである（宗制意見）。
 - A 選挙期日の公示は、「発信日の午前0時」をもって効力を生ずる。
 - B 上記以外の文書は、全て「到達」によって効力を生ずる。
 - C 選挙規程中「記録郵便物」と指定されている文書は、この指定以外の方法で送達されたとき、無効とする。

（「記録郵便物」については、選挙規程第32条を参照。レターパックライトや特定記録郵便が不可である点、注意）

② 上記の候補者届もしくは候補者推薦届を提出する者は、候補者届出期間内に、候補者1人につき現金50万円を総務部長に供託しなければならない。供託の方法は以下のとおり。

（ア） 供託金を現金により供託する場合は、候補者又は推薦人又はそれらの代理人が宗務庁総務部に持参し、供託申入書（様式総務第23号準用・関係様式集4頁）を添えて納付すること。

（イ） 供託金を払込により供託する場合は、ゆうちょ銀行の口座記号番号『00100-4-18202』、加入者『曹洞宗宗務庁財政部』に払込み納付すること。払込に際しては郵便局備付の払込取扱票を利用し、通信欄には選挙区、系別、候補者名、推薦の場合は推薦人名を記入すること。（払込手数料は払込人の負担となります）
供託申入書については、払込日を記入して総務部長に送付すること。

③ 前記の供託金の納付確認・供託申入書の受領確認・突合の上、候補者又は推薦者に対し、供託書（様式総務第5号・関係様式集6頁）を交付します。

④ 選挙長は、①の届出があった場合、直ちに教区長（直轄寺院にあっては宗務所長）を通じ、選挙区内の選挙人に文書をもって告知する。

- ⑤ 選挙長は、候補者届又は候補者推薦届の提出期限（選挙期日前20日の前日）を過ぎたとき、直ちに、投票又は無投票となることを、選挙区内の投票管理者（教区長）及び開票管理者（2宗務所以上の選挙区に限る。）に投票・無投票通告（様式総務第6号・関係様式集7頁）によって通告する。
- ⑥ 投票管理者（教区長、直轄寺院にあっては宗務所長）は、⑤による通告を受領したときは、直ちにその旨を投票区内の選挙人に対して、文書で通知しなければならない。（関係様式集9頁を参照）
- ⑦ 選挙長は、⑤の通告と同時に投票・無投票報告（様式総務第6号の2・関係様式集8頁）で総務部長へ報告しなければならない。

㊦ 候補者の得票が第80条第1項後段に規定する数《（有効投票の総数÷議員の系別定数< 人>）÷5》に達しないとき、候補者が令和 年 月 日（候補者届出の期限日）を過ぎてから候補者を辞退したとき、又は当選人が当選を辞退したときは、供託金は選挙長の所属する宗務所に帰属するものとする。

- ⑧ 宗務庁の役職員（宗務総長及び部長を除く。）及び嘱託員、審事院の役職員、宗務所の役職員及び教区長は、在職中のまま候補者届出を行うことはできるが、選挙公示後20日現在（令和 年 月 日）において在職中のときは被選挙権を失うため、その前日（令和 年 月 日）までに辞任しなければならないことに留意されたい。

㊦ 上記役職員がその職を辞任する場合、「辞任の日」とは「辞任書に記載された日」ではなく、その役職員の辞任に係る規定が別に定められている場合は、規定によって定められた日とし、別に定めがない場合は、辞任書発送の郵便官署の消印の日とする（宗制意見）。したがって、辞職について別に定めがない場合の役職員の辞任書の提出は、郵送によって行わなければならない、また、辞任書を受け付けたときは、辞任の日となる消印日を明確にするため郵送に使用された封筒を、辞任書に添付しておかねばならない。

（6） 投票

- ① 選挙長は、投票・無投票通告及び報告の後、当該選挙区において投票を行う必要がある場合は、投票紙交付願（様式総務第7号・関係様式集10頁）

を総務部長に提出する。総務部長は選挙の種別に応じ別表第1又は別表第2による投票紙を交付する。

総務部長より交付を受けた投票紙に当該選挙区の選挙長印を押印し投票用紙を作成する。なお、使用する投票用紙の別及び押印箇所は、選挙規程の別表第1及び別表第2（**関係様式集 1 1 頁**）を参照されたい。ただし、別表第1を使用する場合、選挙区内のうち無投票の系別があるときは、総務部長は投票紙の無投票である系別の欄に「無投票」と朱書きしたものを交付する。

- ② 選挙長は、投票用紙の必要数〔投票区（教区・直轄寺院）ごとの選挙人の人数分〕を、それぞれ投票管理者（教区長・直轄寺院は宗務所長）あて選挙期日前10日（令和 年 月 日）までに到達するよう、記録郵便物で送付する。

- ③ 投票所は、当該教区事務所（直轄寺院にあつては宗務所）に設ける。

ただし、投票管理者は必要により選挙長に申し出て（**関係様式集 2 9 頁**を参照）選挙長の承認を受けることにより（**関係様式集 3 0 頁**を参照）、投票所を他の適当な場所に設けることができるが、この場合、投票管理者は選挙期日前5日（令和 年 月 日）までに、その旨を投票区内の選挙人全員に通知しなければならない（**関係様式集 3 1 頁**を参照）。

さらに、選挙長は、その位置を変更した投票所が属する開票区の開票管理者が、自らと異なる宗務所長が担当する場合には、当該開票管理者に文書をもって通知しなければならない（**関係様式集 3 2 頁**を参照）。

- ④ 投票所内に、投票記載の場所を別に設ける。

- ⑤ 投票立会人（投票所ごとに2人以上必要）は、候補者がその選挙区内の選挙人から1人を選定し、本人承諾を得て投票立会人届（**様式総務第8号・関係様式集 1 2 頁**）を選挙期日前3日（令和 年 月 日）までに各投票管理者に届け出る。

ただし、投票立会人が欠けたとき、又は2人に満たないときは、投票管理者が、当該選挙区の選挙人のうちから2人に達するまで投票立会人を指名する。

- ⑥ 投票所は、選挙期日（令和 年 月 日）午前7時に開き、同日午後1時に閉じる。午後1時までに投票所に到着した選挙人は、午後

1時を過ぎても投票ができる。また、午後1時以前に投票区内の選挙人が全て投票を終えたときは、投票所を閉じる時刻を繰り上げることができる。

- ⑦ 投票管理者は、投票を行う前に選挙長より交付された投票用紙の枚数及び郵送投票の承認により、事前に選挙人へ交付した投票用紙の枚数を確認する。
- ⑧ 選挙人は、選挙当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿の対照を経て、投票管理者から投票用紙の交付を受けた後、投票記載場所において投票用紙に自ら候補者の氏名を記載して、自ら投票函に投入する。
- ⑨ 投票管理者は、選挙人に疑義があるときは、投票立会人の意見を聴き、その投票を拒否することができる。この場合、投票の拒否を受けた選挙人に不服があるときは、投票管理者は、仮投票をさせなければならない。
仮投票は、選挙人が自ら記載した投票用紙を適当な封筒に入れて封をし、その表面に自らその氏名を記載して投函する。（選挙規程第49条）
- ⑩ 投票管理者は、選挙規程第53条及び第54条の規定のとおり、細心の注意をはらって投票させる。

(7) 郵送投票

- ① 郵送投票をしようとする選挙人（選挙規程第55条）は、選挙期日前7日（令和 年 月 日）までに、理由を付して、投票管理者に記録郵便物で申請（様式総務第11号・関係様式集16頁）し、その承認を受ける（選挙規程第56条）。
- ② 投票管理者は①の申請があった場合、郵送投票に関する調書（関係様式集14頁参照）を2通作成し、上記の申請を精査し、正当と認めた場合は、直ちに投票用紙1枚を申請人に記録郵便物で送付する。
- ③ 選挙人は、投票用紙に自ら候補者の氏名を記載して護封（様式総務第12号・関係様式集17頁）に封入し、護封の裏面に署名押印のうえ、さらに郵送用の外封（様式総務第12号・関係様式集17頁）に封入し、投票所を閉じる時刻（令和 年 月 日午後1時）までに到達するよう、投票管理者に記録郵便物で送付する。この場合、郵送用の外封には、「投票在中」と記載し、差出人には郵送投票する選挙人の僧籍所在地、寺籍番号、現住所及び氏名（戸籍名と僧名が異なる場合には、僧名）を記載しな

ければならない。

- ④ 投票管理者は、投票の当日、郵送投票について投票立会人の立会いのう
え、郵送投票の有効、無効を調査、判断する。

有効と判断したときは、護封に封入されている投票用紙を投票函に投入
する。

無効と判断するとき（所定の送付方法でないもの、郵送投票する選挙人
が承認されていない者であったこと等）は、郵送投票に関する調書にその
旨を記載し、投票函に投入せず、投票録にも反映させず、投票管理者が保
管する。

- ⑤ 郵送された外封、護封及び無効と判断した郵送投票は、選挙期日より2
年間、投票管理者が保管する。

㊦-1 郵送投票による投票が、記録郵便物によって投票所に送致される期限は、
選挙期日の午後1時までとなる。なお、郵送投票の承認を受けた選挙人は、
直接投票所での投票はできない。（選挙規程第57条第2項及び宗制意見）

㊦-2 教区を置かない直轄寺院のみの宗務所においては、全て郵送投票による
ものと規定されているため、これらの宗務所管内の全ての選挙人の投票は、
上記の郵送投票に準じ、投票管理者である宗務所長に郵送投票の承認申請を
して、投票用紙の送付を受け、選挙期日の午後1時までに投票管理者（宗務
所長）に送付しなければならない。

なお、該当する宗務所は以下の4宗務所であるが、選挙規程第58条第2
項の規定により選挙公示後7日以内（令和 年 月 日まで）に総務
部長の承認を受け、宗務所に設ける投票所において直接投票を行うことが可
能とされている。当該宗務所の事情により、総務部長に相談されたい。

- 徳島県宗務所
- 高知県・香川県宗務所
- 長崎県第3宗務所
- 鹿児島県・沖縄県宗務所

また、宗務所に直轄する寺院があっても、教区を置く宗務所の場合は、通
常の投票となり、この場合の直轄する寺院の投票所は、宗務所に設置する。
間違いのないよう注意されたい。

(8) 投票函

- ① 投票に使用する投票函は、投票口が設けられてあり、ふたに鍵のかかるものであって、輸送に耐え得るものを使用すること。
- ② 投票を開始する前、投票管理者及び投票立会人は、投票函の中に何も入っていないことを確認し、ふたを閉じ、鍵をかける。
- ③ 投票を開始し、全ての選挙人の投票が完了するか、又は投票所の閉じる時間（午後1時）となるまで、投票を受け付ける。
- ④ 投票所を閉じたら、投票函を封印紙で厳封する（厳封は、投票口と投票函のふたを同時に封じるため、封印紙を投票口に十文字に交差して掛け、投票函の上部から投票函の側面を通して4方向からそれぞれ底面方向に回し掛け、底面で再度交差させる。）。投票管理者及び投票立会人は、封印紙の交差部分の継ぎ目（投票口及び底面）それぞれに押印する。
- ⑤ 投票函の鍵は封筒に入れ、投票管理者が投票立会人とともに封印する。封印した封筒の表面には、投票所名、投票管理者の氏名を記載し、投票函の送致が完了するまで投票管理者が保管する。投票函を開票管理者に引き渡した後は、鍵は開票管理者が保管する。

(9) 投票録、送致目録等の作成

- ① 投票管理者は、投票録（様式総務第9号・関係様式集13頁）及び投票所送致目録（様式総務第10号・関係様式集15頁）を、各2通ずつ作成する。郵送投票があった場合、投票録の添付書類である郵送投票に関する調書（関係様式集14頁参照）の確認を行う。
- ② 投票録及び送致目録の作成は、投票函を厳封した後に行う。
- ③ 投票録の記載にあたっては、事実をありのままに、かつ明瞭に記入し、所定の事項に書き漏らしがないよう心がける。
- ④ 投票管理者及び投票立会人は、投票録及び送致目録に署名押印する。なお署名は、必ず自分で書かなければならない。
- ⑤ 残票は、投票管理者が投票立会人とともに枚数を確認し、封筒に入れ、その封筒の表面には、残票在中である旨を明記し、さらに宗務所名、教区名、残票枚数を記載のうえ、投票立会人とともに封印する。

⑨ 投票録（２通）の作成について

○投票用紙の確認

- ①選挙長から交付された、投票用紙（予備票を含む）
 - ②郵送投票の承認により、事前に選挙人に交付した投票用紙
 - ③投票日当日、投票所で選挙人に交付した投票用紙（仮投票含む）
- 残票枚数（①から②＋③を差し引いたもの）

○選挙期日当日、投票した投票用紙の数の確認

- ㊶投票所で選挙人が直接投票した枚数（仮投票は含まない）
 - ㊷仮投票の枚数（封筒の数）
 - ㊸投票管理者が投票函に投票した郵送投票の枚数
- 投票の集計（㊶と㊷と㊸を、合計したもの）

○②のうち投票所を閉じる時間（午後１時）までに送致されなかった投票用紙（②から㊸及び無効のため投票しなかった郵送投票を引いた数）の確認

○投票管理者、投票立会人（２人以上）は、投票録に自ら連署押印する。

（１０） 投票函の送致

- ① 投票管理者は、投票函を厳重に保管して、即日、投票立会人２人以上とともに、送致目録にしたがって、当該開票管理者（宗務所長）に送致する。

ただし、天災その他避けることができない事故によって、即日送致できないとき、投票管理者はその旨を開票管理者に報告し、選挙長及び総務部長に届け出なければならない。

- ② 送致にあたり輸送の手配をし、出発予定時刻、到着予定時刻など、開票管理者にあらかじめ必要な連絡をしておく。また、輸送中、交通事情等のため連絡した到着予定時刻から延着することが予見される場合は、その状況に応じて開票管理者に必要な連絡をすること。

- ③ 事故に対する手配を考えておく。

- ④ 投票函とともに、投票管理者は、開票管理者に送致するものを確認し、送致目録にそれぞれ所定の箇所に記入し、押印する。

（ア） 投票函の鍵

（イ） 投票録（送致するのは、作成した２通のうち１通のみ。他の１通は送致せず選挙期日より２年間、投票管理者が保管する）

- (ウ) 選挙人名簿
- (カ) 郵送投票に関する調書（郵送投票があった場合。送致するのは、作成した2通のうち1通のみ。他の1通は送致せず選挙期日より2年間、投票管理者において保管する）
- (オ) 残票
- (エ) 投票所を閉鎖時刻後に送致を受けた郵送投票（あった場合）
- (キ) 送致目録（作成した2通を開票所に持参する）

(11) 投票函の引き渡し

- ① 投票函と送致する各文書等の引き渡しは、開票所の中で、投票管理者及び送致にあたった投票立会人から、開票管理者に対して直接に行う。
- ② 引き渡しは、投票管理者と開票管理者双方において、持参した送致目録によって照合し、開票管理者の受領印を押印した後、2通のうち1通は開票所に引き渡し、もう1通は、投票管理者が持ち帰り選挙期日より2年間保管する。

(12) 開票所

- ① 開票所は、当該宗務所に設ける。ただし、必要により選挙長に申し出て選挙長の承認を受けることにより、開票所を他の場所に設けることができる（**関係様式集33頁、34頁**を参照）。この場合、当然、投票函の送致先が変更となるため、選挙長は、その旨を当該開票区内の投票管理者全員に通告して周知を図らなければならない（**関係様式集35頁**を参照）。
- ② 投票函等の受領点検
 - (ア) 開票管理者は、投票の終了後、投票管理者から送られてくる投票函、投票函の鍵、投票録、選挙人名簿、残票等を開票所で受領し、これらを点検調査する。投票函等の点検は、必ずこれを運んだ投票管理者や投票立会人の面前で行うこと。
 - (イ) 受付簿を備えておき、投票区名、到着日時、輸送の方法、投票函や鍵の状況、その他投票管理者から送られてきた各書類及びその通数、事故の有無、送致者の氏名などを記録しておく。
 - (ウ) 投票管理者からの送致目録と各送致物を照合し、確認のため送致

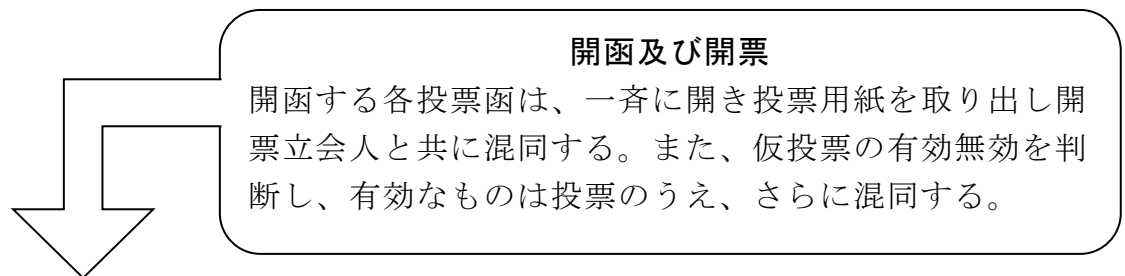
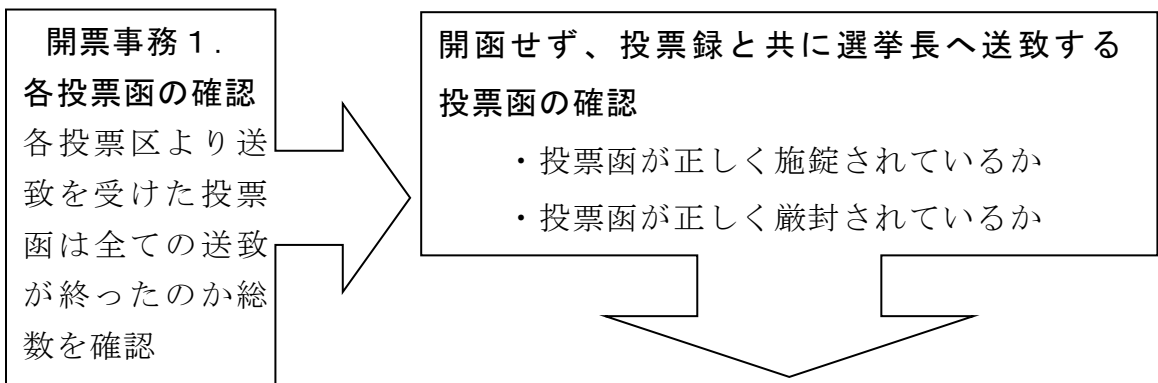
目録2通の各所に押印して、1通を受領し、もう1通は投票管理者に返却する。

- (エ) 投票函の厳封（封印紙が十字にかけてあり、投票函上下の交差したところにそれぞれ封印があるか）、鍵にかけてあるか、残票を収めた封筒の封印等に、異常がないか点検する。

(13) 開票

- ① 開票作業は、各投票所の投票函が開票所に全て集まったところで行う。
- ② 残票を収めた封筒は、それぞれ開封し、投票に記載された数と残票の数をそれぞれ照合する。照合が終わったら集計し、取りまとめて封筒に入れ残票の総数、開票所名及び開票管理者名をその封筒に記載して、開票管理者と投票管理者は、それぞれ封印する。選挙区において開票管理者と選挙長が異なるときは、開票事務終了後、開票所で取りまとめた残票を封入した封筒は、そのまま選挙長に移管する。
- ③ 開票管理者は、開票事務の開始時に開票立会人に対し、投票録の精査、投票函の開函、仮投票があったときの有効無効の判断、投票用紙の混同、集計など、開票事務に関する諸手続きと方法について、それぞれ逐次確認をしながら慎重に行うこと。

㊦-1 開票事務の開始……開票事務の開始は、当該開票区の投票函全部が開票所に到着したのち、開票管理者が開票立会人の出席を確認し、開票立会人とともに開票事務を開始すること。開票作業中は、ポケットに手を出し入れする、不要な筆記具を開票所に持ち込む、机の引き出しを開閉する、開票管理者に無断で持ち場を離れる等、不用意な行動は厳に慎まねばならない。



開票事務 2. 投票及び仮投票の確認
(投票録及び送致された投票用紙の数の確認)

- ①選挙長から交付された投票用紙（予備票を含む）の総数
- ②郵送投票承認により投票日前に交付した投票用紙の総数
- ③投票日当日、投票所で選挙人に交付した投票用紙の総数
- ④各投票所の残票枚数の確認と総数を集計
- ⑤投票日当日、投票所で選挙人が直接投票した投票用紙の数の総数
- ⑥投票日当日、各投票所で仮投票した数の総数（封筒の数）
- ⑦仮投票が有効と判断した枚数
- ⑧仮投票が無効と判断した枚数
- ⑨投票日当日、投票管理者が投票した郵送投票の数の総数
- ⑩開票する投票用紙の総数（⑤+⑦+⑨）
- ⑪②のうち、投票所閉鎖時間までに送致されなかった投票用紙の総数

※確認 ①=②+③+④、⑥=⑦+⑧、①=④+⑤+⑥+⑨+⑪

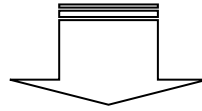
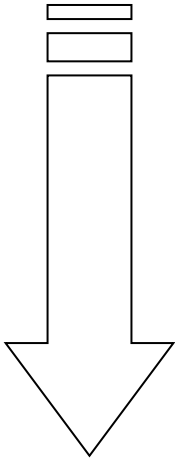


開票事務 3 ～ (次頁)

開票事務 3. 投票用紙が有効なもの、無効なものの確認

開票する投票用紙の総数 (⑩) より、投票の有効・無効を判断する。

(開票管理者・開票立会人と合議して有効・無効を決定)

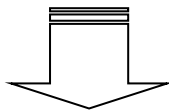


投票用紙が無効なもの (⑫無効な投票用紙の総数) を集計する。

- ・ 選挙長が作成した投票用紙を用いてないもの
- ・ 候補者でない者の氏名を記載したもの
- ・ 候補者氏名のほか他事を記載、抹消訂正、符号と認められるものを記載したもの
- ・ 投票用紙の所定の欄に候補者の氏名が記載されなかったもの
- ・ 住職寺院名のみを記載したもの

投票用紙が有効なもの (⑬有効な投票用紙の総数 = ⑩ - ⑫) を集計する。

- ・ 2名連記の用紙を用いる選挙の場合、片方の系別に記載がなく、もう片方の系別の候補者氏名のみの記載のときでも、その投票は有効とする。この場合、無記名の系別は棄権票として集計し、系別ごとの有効投票の総数には算入しない。
- ・ 無投票となる系別に「無投票」と朱書きされたものは有効な投票とする。
- ・ 氏名に法階・僧階・様・殿・老師等の敬称や住職寺院名を併せて記載した投票用紙は、特定の候補者を指称したことが明らかなものは、有効な投票とする。
- ・ 同一選挙区において同姓又は同名の候補者がいない場合は、姓又は名のみ記載されていても投票は有効とする。また、ひらがな又はカタカナのみの記載でも投票は有効とする。
- ・ 両系別が投票による選挙の予定であったが、選挙長が投票用紙を作成した後に、候補者の辞退等によって無投票となり、無投票となった系別と投票を行う系別の選挙を執行することになったときは、その無投票となった系別の欄に候補者又は辞退した候補者の氏名が記載されていたとしても、その投票は有効として取扱う。



開票事務 4. 開票の結果

・ 上記⑬の有効な投票用紙の総数から、系別ごとに棄権票 (無記名のもの) を除いた有効投票の総数よって、系別ごとに候補者の得票数順に集計し、開票録に記載する。

なお、無投票となる系別は、当然集計は不要であるが、その候補者の氏名のみ開票録に記載する。

- ④ 開票管理者は、開票録（様式総務第15号・関係様式集20頁）を2通作成し開票立会人とともに自ら署名のうえ押印し、1通は選挙長に即日送付する。ほか1通は、開票管理者が選挙期日より2年間保管する。
- ⑤ 開票録は、開票管理者が作成し、記載内容を開票立会人が確認した後に署名をするが、作成にあたって開票作業が終了するまでは、鉛筆等で下書きをしながら行い、全てが整ってのち清書するよう留意する。
- なお、無投票となる候補者の系別の欄は得票数等の記載は不要であるが、候補者名を記載する一番上段の欄に、無投票となった候補者の氏名を記載し、さらに得票数の記載欄には「無投票」と記載すること。
- ⑥ 開票録の署名は、必ず自分で書くようにする。
- ⑦ 開票済みの投票用紙は有効・無効に区別し、開票録の他の1通とともに開票管理者が選挙期日より2年間保管する。
- ⑧ 投票所の閉鎖時刻後、郵送投票の送致を受けた場合、開票管理者は、外封を開封せず、また開票に反映させることなく、そのまま選挙期日より2年間保管する。
- ⑨ 開票管理者は、上記⑥⑦のほか、投票管理者より送致を受けた投票録、郵送投票に関する調書、送致目録についても、選挙期日より2年間保管する。
- ⑩ 投票函及び鍵は、選挙における投票の必要がない限り、平時は宗務所で保管するものとする。

㊦ 開票録の送付について……記録郵便物で開票が終了した即日に送付するよう留意する。開票事務の遅延等によって即日の送付ができないときは、開票が終了した日の翌日までに発送する。なお、選挙長に指名された開票管理者は、選挙長と開票管理者を同一者が担任するため、この送付を要しない。

(14) 開票立会人

- ① 開票立会人（開票所ごとに2人以上）は、各候補者がその選挙区内の選挙人から1人を選定し、本人承諾を得たうえで開票立会人届（様式総務第13号・関係様式集18頁）によって選挙期日前6日（令和 年 月 日）までに選挙長に届け出る。

- ② 開票立会人届を受領した選挙長は、直ちに審査し、選挙期日前3日（令和 年 月 日）までに開票管理者に対して、その旨を通告しなければならない（様式総務第14号・関係様式集19頁）。
- ③ 開票立会人が欠けたとき、又は2人に満たないときは、開票管理者は、当該選挙区の選挙人のうちから2人に達するまで開票立会人を選出し、選挙長の承認を受けなければならない。

(15) 投票による選挙の選挙会(一方の系別のみ投票を行う選挙を含む)

- ① 選挙長は、あらかじめ選挙会の場所及び日時を選挙区内に告知する。
- ② 選挙会は、選挙期日後7日以内（令和 年 月 日）に行わなければならない。
- ③ 選挙立会人（選挙区ごとに2人以上）は、候補者がその選挙区内の選挙人から1人を選定し、本人承諾を得て、選挙立会人届（様式総務第8号準用・関係様式集22頁）によって選挙会前3日（令和 年 月 日）までに選挙長に届け出る。ただし、選挙立会人が欠けたとき、又は2人に満たないときは、選挙長が、選挙人のうちから2人に達するまで選挙立会人を指名する。また、2宗務所以上をわたる選挙区の選挙長は、他の宗務所の開票管理者及び開票立会人に選挙会の参観を求めなければならない。
- ④ 選挙長は、選挙立会人の立会いを得て、開票管理者から一般書留郵便又は簡易書留郵送によって送付された開票録を審査し、開票録審査書（様式総務第17号・関係様式集24頁）を2通作成する。なお、無投票となった系別候補者についての記載は不要とする。
- ⑤ 開票録に明らかに誤りがあると認められる場合は、選挙長は選挙会を一時中止し、開票録を開票管理者に差し戻す。開票管理者は開票立会人の意見を聞き、速やかに開票録を訂正したうえで、選挙長に提出する。提出を受けた選挙長は選挙会を再開する。
- ⑥ 選挙長は、前記⑤の誤りを除く開票録に疑義については、選挙立会人との合議により、その処分を決定する。
- ⑦ 選挙長は、選挙立会人の立会いを得て、候補者の被選挙権の有無（選挙規程第2章第3節参照）を確認し、次に候補者の届出の手続き（選挙規程第2章第8節参照）の適否について審査し、候補者被選挙権及び候補者届

審査書(様式総務第17号の2・関係様式集25頁)を2通作成する。

- ⑧ 選挙長は、選挙会終了後、選挙録(様式総務第16号・関係様式集23頁)を2通作成する。
- ⑨ 選挙長は、選挙録・開票録審査書・候補者被選挙権及び候補者届審査書に選挙立会人とともに自ら署名して押印する。うち各1通は、封入して即日、総務部長に記録郵便物で送付し、他各1通は、選挙期日より2年間保管しなければならない。
- ⑩ 選挙長は、移管を受けた残票が封入された封筒については開封せず、審査した開票録1通、及び選挙長が保管する選挙録等の各1通とともに選挙期日より2年間保管する。
- ⑪ 選挙長又は開票管理者は、選挙事務を処理するため、本宗の僧侶のうちから臨時事務員を委嘱することができる。

(16) 無投票による選挙会(両系別ともに無投票の場合に限る。)

- ① 候補者届出の期限日(令和 年 月 日)を経過して、両系別の候補者が当該選挙区の議員の系別定数(人)を超えないときは、その選挙区は無投票とし、選挙長は直ちに、投票・無投票通告(様式総務第6号・関係様式集7頁)を用いて無投票による選挙である旨を開票管理者(宗務所長)、投票管理者(教区長)に通告し、同時に投票・無投票報告(様式総務第6号の2・関係様式集8頁)を用いて、総務部長に報告しなければならない。
- ② 投票管理者(教区長)は、選挙長から当該選挙区が無投票である旨の投票・無投票通告を受けたときは、直ちにその旨を投票区内の選挙人全員に、文書をもって通知する(関係様式集9頁)。なお、宗務所直轄寺院には所轄する宗務所長が通知する。
- ③ 選挙長は、①による投票・無投票の通告をした日から、選挙期日後7日以内(令和 年 月 日)までの期間に選挙会を行わなければならない。選挙会の日時(令和 年 月 日)及び開く場所は、あらかじめ選挙区内に教区長を通じ選挙人に告知しておく。
- ④ 選挙立会人(選挙区ごとに2人以上)は、候補者がその選挙区内の選挙人のうちから1人を選定し、本人の承諾を得て選挙立会人届(様式総務第

8号準用・関係様式集22頁)を用いて選挙会前3日(令和 年 月 日)までに選挙長に届け出る。ただし、選挙立会人が欠けたとき、又は2人に満たないときは、選挙長が、選挙人のうちから2人に達するまで選挙立会人を指名する。

㊸ 無投票となった場合の選挙会の日時について……選挙会の場所及び日時を選挙区内へ告知するために要する日数、選挙立会人届の届出期限日(選挙会の前3日)などを考慮して設定するよう、留意されたい。

⑤ 選挙長は、選挙立会人の立会いを得て、候補者の被選挙権の有無(選挙規程第2章第3節参照)を確認し、次に候補者の届出の手続き(選挙規程第2章第8節参照)の適否について審査し、候補者被選挙権及び候補者届審査書(様式総務第17号の2・関係様式集25頁)を2通作成する。開票録、候補者被選挙権及び候補者届審査書に疑義があるときは、選挙立会人との合議によりその処分を決定する。

⑥ 審査の結果を、選挙録(様式総務第16号・関係様式集23頁)に記載する。なおこの選挙録は同じものを2通作成する。

⑦ 選挙長は、選挙録、候補者被選挙権及び候補者届審査書に、選挙立会人とともに自ら署名押印して、各一種類ずつを封印して即日、総務部長に記録郵便物で送付する。他の各1通は、選挙期日から2年間保管する。

(17) 選挙会における当選人の決定及び当選証書の交付

① 当選人の決定

㊸ 無投票による選挙の場合

候補者被選挙権及び候補者届審査書において、候補者が適格者であり、かつ届出が適正であったとき、その候補者を当選人に定める。

④ 投票による選挙の場合

系別ごとに候補者を、有効投票の得票数順に並べ、その候補者が候補者被選挙権及び候補者届審査書において、候補者が適格者であり、かつ届出が適正であったとき、得票の順に当選人に定める。この場合において、系別の候補者の得票数が同数であったときは、選挙会で選挙長がくじで定める。

ただし、当選人となるには、系別ごとの有効投票の総数を当該選挙

区の系別定数で除して得た数の5分の1以上の得票がなければならない。

- ② 上記①により当選人を定めたときは、選挙長は直ちに、その当選人と定めた者に、当選の旨を文書で通告する（関係様式集26頁を参照）。
- ③ 通告を受けた当選人は、10日以内に当選承諾の表示、又は当選の辞退の届出をしなければならない。なお、10日以内に承諾の表示、辞退の届出をしないときは、当選の承諾をしたものとみなす。

④ 当選承諾の意思表示は、承諾の意思表示の確認において、選挙区に従来からの慣習があるときはその慣習に従い、慣習がなければ文書でなく口頭による承諾であったとしても条理的見地から問題は生じないものと理解する。ただし、当選人が当選を辞退するときは、届出と規定しており、当選人自らが当選を辞退する旨の書面による届け出がないものは、当選の辞退は無効であると理解する。

- ④ 選挙長は、当選人が当選承諾の表示をしたときは、当選証書（様式総務第18号・関係様式集27頁を参照）を交付し、その旨を記載した当選人報告書（関係様式集28頁を参照）を総務部長に送付しなければならない。

⑤ 選挙長は、選挙会において定めた当選人を、当選の承諾を得て当選証書を交付するまでの一連の手続きを経ることによって、候補者であったものが、当選人に確定することになる。したがって、総務部長に選挙録を送付した後、当選人決定までの手続きが適正に経ていることを報告する必要があるため、当選人報告書については、遅滞なく忘れずに総務部長に提出するよう留意されたい。

8. その他

- (1) 宗務所長は、選挙が公示されると通常の宗務所長としての事務のほか、選挙長及び開票管理者としての事務の両方を執行することとなり、直轄寺院を有する場合は、さらに直轄寺院の選挙事務も執行することになる。また教区長も、従来の事務のほか、選挙執行等における選挙人に対する伝達、投票が行われるときは投票管理者の事務に当たらなければならない。この『選挙事務の手引』に、執行すべき事務ごとに、執行者の職名を区分して表示するよう心がけたい。各管理者はそれぞれ担当する職務を十分に熟知のうえ、事務に従事されたい。
- (2) 第130回通常宗議会において第108条第7号が新設され、「宗務所長及び教区長である者が、その地位を利用して、特定の候補者のために選挙活動又は選挙活動の援助を行い、選挙の公正を疑わしめること。」は禁止行為と定められた。改めて言うまでもなく、宗務所長は選挙長あるいは開票管理者として、教区長は投票管理者として、選挙事務に直接携わる公職者である。この新設規定は、従来から宗制意見部の意見解釈であった「宗務所長及び教区長である者が、選挙の公正さを疑わしめる行為は厳に慎むべき。」とするものを明文化したものである。したがって、それぞれの職責は宗議会議員選挙に限ったものでなく、副貫首選挙、宗務所長選挙においても同様であるので、十分に留意されたい。
- (3) 選挙に関する経費は、当該選挙区の負担となる。また、2以上の宗務所を選挙区とする場合、各宗務所はその負担額を選挙人の数に比例して分担しなければならない。この場合において、その経費の一部は宗費をもって補助することとなるが、その補助金の額は、投票又は無投票によって基準が異なる。全ての選挙区の選挙が終了した段階で、宗務庁の補助基準によって算定し、後日、宗務所ごとに送金することになる。
- (4) 選挙事務に疑義があるときは、総務部選挙事務担当者に連絡をいただきたい。重要な判断を求められたときは、責任者の判断と指示を受ける必要があるので留意されたい。
- (5) この選挙事務の手引に記載する各種書式は関係様式集（別冊）を参照のこと。また、この手引に（令和 年 月 日）というように期日の日付が未記入のものがあるが、別添する期日一覧表に基づいて、

それぞれの期日を確認しながら記入していただきたい。ただし、次の事項については、選挙執行の実情に応じて期日を定めることとなるため、期日一覧表には記載がない。注意を要する。

本手引中、15頁に掲載する、(15)投票による選挙の選挙会の③選挙立会人及び、17頁に掲載する、(16)無投票による選挙会の④選挙立会人「選挙会前3日(令和 年 月 日)までに」

※ 選挙立会人の届出は、選挙会期日の前3日までと定められていますので、選挙長があらかじめ選挙会の開催の場所及び日時を定め、その旨を当該選挙区内へ告知した後、当該期日を算出して記入すること。

なお、この期日の算出は、本手引中3頁の「㊦-2」を参照されたい。

曹洞宗選挙規程（抜粋）

第1章 総則

（選挙人）

第2条の2 この規程において、各選挙の選挙権及び被選挙権を有する者を選挙人と総称する。

第2章 宗議会議員選挙

第1節 選挙区

（選挙区、選挙区画及び系別定数）

第3条 宗議会議員（以下「議員」という。）は、各選挙区において選挙する。

2 前項の選挙は、議員を各選挙区において、大本山永平寺系議員と大本山總持寺系議員に分別して行う。この場合において、各選挙区の議員の数は、同一の選挙区内における大本山永平寺系議員の数と大本山總持寺系議員の数とが等しくなるよう定めなければならない。

3 前項の分別を「系別」といい、各選挙区において分別する数を「系別定数」という。

4 選挙区、選挙区画、各選挙区において選挙する議員の系別定数は、次のとおりとする。（選挙区、選挙区画、系別定数表は省略）

5 （略）

第2節 選挙権

第4条 宗門の僧侶である者のうち、第4節の規定により、確定した選挙人名簿に登録されたものは、選挙権を有する。

第3節 被選挙権

第5条 前条の規定により選挙権を有する者のうち、宗門の寺院住職であるものは、議員の被選挙権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、選挙公示の日後20日現在において次の職に就任中の者は、被選挙権を有しない。

- (1) 宗務庁の役職員（宗務総長及び部長である者を除く。）及び囑託員
- (2) 審事院の役職員
- (3) 宗務所の役職員
- (4) 教区長

(議員の失職)

第6条 議員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

- (1) 当該選挙区で選挙権を失ったとき、又は当該選挙区の宗門の寺院の住職でなくなったとき。
- (2) 前条第2項各号に掲げる役職員、囑託員又は長に就任したとき。
- (3) 曹洞宗懲戒規程により、謹慎以上の処分を受けたとき。

第4節 選挙人名簿

(登録)

第7条 宗門の教師及び教師補である者は、選挙人名簿(様式総務第1号)に登録する。

- 2 前項の規定にかかわらず、曹洞宗懲戒規程における謹慎以上の懲戒に処せられ、その執行が終わるまでの者は、選挙人名簿に登録しない。

(選挙人名簿の記載事項)

第8条 選挙人名簿には、僧籍所在地に在籍する者について、次に掲げる事項を当該宗務所の教区ごとに記載しなければならない。

- (1) 寺籍番号
- (2) 寺院名
- (3) 氏名
- (4) 教師(教師補)資格取得年月日
- (5) 選挙権の有無

(選挙人名簿の保管等)

第13条 (略)

- 2 確定した選挙人名簿は、宗務所長が保管し、選挙公示と同時に教区長に送付し、教区長は、投票函送致の際、宗務所長に送致しなければならない。

(選挙人名簿の修正禁止)

第14条 確定した選挙人名簿は、次の各号による登録された者の氏名を削除する場合を除き、修正することができない。

- (1) 教学部長から、選挙人名簿に登録された者の僧籍の削除又は除籍に係る通知を受けたとき。
- (2) 選挙人名簿に登録された者が、曹洞宗懲戒規程により謹慎以上の懲戒に処せられた通知を受けたとき。

- 2 (略)

- 3 前2項の規定による選挙人名簿の修正は、当該宗務所長が行う。
- 4 第1項による確定した選挙人名簿の修正は、第29条第5項による宗達による通知を受けた日から当該選挙執行の終わる日まで留保する。

(選挙人名簿の提出)

第16条 2宗務所以上にわたる選挙区においては、関係各宗務所長は、その保管に係る選挙人名簿を選挙の公示後直ちに第23条に規定する選挙長に提出しなければならない。

第5節 投票区及び開票区並びに選挙事務

(投票区及び開票区)

第22条 選挙区に、投票区及び開票区を設ける。

- 2 投票区は、教区の区画による。
- 3 教区を置かない区域は、その属する宗務所管内をもって一投票区とする。
- 4 開票区は、宗務所の区画による。

(選挙長、投票管理者及び開票管理者)

第23条 選挙長は、当該選挙区の宗務所長をもって充て、その選挙に関する事務を統轄する。この場合において、2宗務所以上にわたる選挙区は、その選挙区域内の宗務所長のうちから総務部長が選挙長を指名する。

- 2 教区長は、投票管理者となり、投票に関する事務を担当する。
- 3 宗務所長は、開票管理者となり、開票に関する事務を担当する。
- 4 教区を置かない区域にあっては、その区域の宗務所長が投票管理者及び開票管理者となり、投票及び開票に関する事務を担当する。
- 5 第1項前段において、選挙長が欠けたときは、曹洞宗宗務所規程第11条によって、宗務所長の職務代理する者が選挙長となる。
- 6 第1項後段において、選挙長が欠けたときは、同一選挙区域内の宗務所長のうちから総務部長が選挙長を指名する。この場合において、その選挙区内で宗務所長が全て欠けたときは、前項の規定を準用し、総務部長が選挙長を指名する。

(投票管理者及び開票管理者の事務代理者)

第24条 宗務所長は、当該選挙執行中に投票管理者に事故があるときは、当該選挙区の宗門の寺院住職であるもののうちから、その事務を代理すべき者を選任しなければならない。

- 2 開票管理者に事故あるとき、又は欠けたとき、曹洞宗宗務所規程第11条

によって宗務所長の職務を代理する者が、その職務を行う。

第6節 選挙の種類、再選挙

(選挙の種類及び方法)

第25条 選挙は、総選挙及び補欠選挙の2種とし、無投票又は投票によって行う。

2 総選挙は、議員の任期が満了したとき、又は宗議会が解散されたとき、各選挙区において行う。

3 補欠選挙は、議員に欠員を生じたとき、欠員となった議員と同系別の候補者について、当該選挙区に限り行う。ただし、曹洞宗責任役員会において次期の総選挙が切迫しているため、その必要がないと認める場合は、この限りでない。

(再選挙)

第26条 再選挙は、総選挙及び補欠選挙において、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 当選人がないとき。

(2) 当選人がその選挙における議員の系別定数に達しないとき。

(3) 当選人が死亡者であるとき。

(4) 当選人が被選挙権を喪失したとき。

2 前項第2号の場合においては、選挙会において当選人を定め、当選人を除いた系別の数について再選挙を行うものとする。

3 前2項に規定するもののほか、一選挙区の投票中無効となったものが投票総数の過半数に達したとき、又はこの規程に違反して選挙の全部若しくは一部が無効となり、選挙の結果に異動を生ずるおそれがあるときは、その選挙区に限り再選挙を行う。

(再選挙の結果の措置)

第27条 再選挙の結果、なお、前条第1項及び第2項の規定に該当するときは、第80条第1項後段の規定にかかわらず、その結果により同項本文の規定に従って当選人を定める。

(欠員補充の特例)

第28条 次節によって定められた選挙期日から2年以内に議員に欠員を生じたときは、第80条第3項の例に準じ当選人を定め、内局において同条、第81条及び第81条の2の例に準じ手続を行う。

第7節 選挙期日

(選挙期日)

- 第29条** 議員の任期満了による総選挙は、議員の任期が終わる日の前30日以内に行い、その期日は曹洞宗責任役員会において定める。
- 2 宗議会の解散による総選挙は、解散の日から40日以内に行い、その期日は曹洞宗責任役員会において定める。
 - 3 補欠選挙及び再選挙は、公示の日から30日以内に行い、その期日は曹洞宗責任役員会において定める。
 - 4 前3項の規定により選挙期日が定められたときは、内局は、速やかに、各宗務所長に宗達により通知しなければならない。
 - 5 宗務所長は、前項の宗達を受けたときは、5日以内に、これを当該宗務所管内の教区長に文書をもって伝達しなければならない。
 - 6 教区長は、前項の伝達を受けたときは、直ちに、その期日を投票区内の選挙人に文書をもって告知しなければならない。

第8節 候補者

- 第30条** 被選挙権を有する者が候補者となるには、その被選挙権を有する者が、選挙公示の日から選挙期日前20日までに、大本山永平寺系又は大本山總持寺系のいずれかの系別の候補者となる旨を明記して、候補者届（様式総務第2号）を選挙長に届け出て、かつ、供託金50万円を総務部長に供託しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、選挙権を有する者が、被選挙権を有する他の者を候補者にしようとするには、その選挙権を有する者が推薦人となり、候補者に推薦する者の承諾を得て、選挙公示の日から選挙期日前20日までに、大本山永平寺系又は大本山總持寺系のいずれかの系別の候補者とする旨を明記して、候補者推薦届（様式総務第3号）を選挙長に届け出て、かつ、供託金50万円を総務部長に供託しなければならない。
 - 3 前2項による候補者及び推薦人は、同一選挙区内の選挙人名簿に登録された者に限る。
 - 4 総務部長は、第1項及び第2項に規定する供託金を供託するための納付方法を随時指示する。
 - 5 供託金は、原則として、現金で供託しなければならない。また、供託金には、利息を付さない。

(候補者辞退届)

第31条 候補者が、候補者であることを辞退しようとするときは、候補者自らその旨を候補者辞退届（様式総務第4号）により、選挙長に届け出なければならぬ。

(書留郵便による届出)

第32条 前2条に規定する届出は、記録郵便物（郵便法に基づく総務省令又は郵便約款の定めるところにより引受け及び配達記録をする郵便物（受取人の記録があるものに限る。））を用いなければならない。

(選挙長による告知)

第33条 第30条若しくは第31条の届出があったとき、又は候補者が死亡したときは、選挙長は、直ちに、その旨を教区長を通じて投票区内の選挙人に文書をもって告知しなければならない。

2 2宗務所以上にわたる選挙区の選挙長は、前項に規定する届出があったとき、又は候補者が死亡したときは、当該選挙区内の宗務所長に文書をもって通知しなければならない。

(供託金の保管及び返還)

第34条 総務部長は、第30条第1項及び第2項に規定する供託金の供託を受けたときは、速やかに候補者又は推薦人に供託書（様式総務第5号）を交付しなければならない。

2 総務部長は、財政部長と協議して、当該選挙の執行が終わるまで、供託金を適正に保管しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、供託金は、当該選挙区選挙長の所属する宗務所に帰属するものとする。

(1) 候補者の得票が第80条第1項後段に規定する数に達しないとき。

(2) 候補者が選挙期日前20日の日以後に候補者であることを辞退したとき。

(3) 第81条により、通知を受けた当選人が、その当選を辞退したとき。

4 供託者は、供託金の取戻しをしようとするときは、第1項の規定により交付を受けた供託書を総務部長に返却しなければならない。

5 前項の規定により供託書の返却を受けた総務部長は、第3項各号のいずれにも該当しないとき、又は候補者が被選挙権を失うに至ったときは、供託金を供託者に返還しなければならない。

第9節 無投票

(無投票による選挙)

第35条 第30条第1項及び第2項の規定によって届出のあった候補者の数が、同一選挙区における議員の系別定数と同数のとき、又はこれを超えないときは、該当系別の選挙は投票を行わない。

- 2 前項の投票を行わないことを「無投票」という。
- 3 第1項の規定により、同一の選挙区内において、それぞれの系別の選挙が無投票となったときに限り、選挙長は、第17節及び第18節に定める手続を経て、届出の候補者をもって当選人と定める。この場合において、第75条第2項の「選挙期日後7日以内」とあるのは、「第36条第1項又は第2項による通告をした日から選挙期日後7日以内」と読み替えて適用する。
- 4 前項の規定により当選人を定める場合において、選挙長は、第3節による候補者の被選挙権の有無、前節の候補者届出及び届出書の記載事項について審査し、疑義があるときは、選挙立会人と合議して、その処分を決定する。

(選挙長の通告等)

第36条 第30条第1項及び第2項による期日を過ぎたとき、選挙長は、直ちに、投票となること又は無投票となることについて、投票・無投票通告(様式総務第6号)により開票管理者及び投票管理者に通告しなければならない。

- 2 前項の通告をしたのち、候補者の辞退によって、当該選挙区の系別が投票であったものが、前条第1項による無投票となったとき、選挙長は、直ちに、その系別の選挙が無投票となることを前項に準じ開票管理者及び投票管理者に通告しなければならない。
- 3 選挙長は、前2項による通告をしたときは、同時に投票・無投票報告(様式総務第6号の2)により総務部長に報告しなければならない。
- 4 投票管理者は、第1項及び第2項の通告を受けたときは、直ちに、その旨を投票区内の選挙人に文書をもって通知しなければならない。

第10節 投票

(投票による選挙)

第37条 選挙は、無投票とならなかったとき、投票を行う。

- 2 投票は、選挙を行う系別ごとに1人1票とする。

(投票用紙)

第37条の2 投票用紙は、総務部長から交付を受けた投票紙を用いて、選挙

長が作成する。この場合において、選挙区において投票の必要があるとき、選挙長は、投票紙交付願（様式総務第7号）によって、総務部長に願い出るものとする。

- 2 総選挙における投票用紙は、別表第1によるものを用いる。この場合において、同一の選挙区内のうち無投票の系別があるときは、総務部長は、投票紙の無投票である系別の欄に「無投票」と朱書し、選挙長に交付するものとする。
- 3 補欠選挙又は再選挙における投票用紙は、次のとおりとする。
 - (1) 同一の選挙区内において、大本山永平寺系議員及び大本山總持寺系議員の選挙を行うときは、前項の規定を準用する。
 - (2) 同一の選挙区内において、大本山永平寺系議員又は大本山總持寺系議員のいずれかの選挙を行うときは、別表第2によるものを用いる。
- 4 前3項により作成した投票用紙について、選挙長は、それぞれの投票所における必要数を調査し、選挙期日前10日までに、記録郵便物を用いて投票管理者に送付しなければならない。

(投票)

第38条 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿の対照を経て、投票しなければならない。

(投票用紙の交付)

第39条 投票用紙は、選挙の当日、投票所において、投票管理者が選挙人に交付しなければならない。

(記載事項及び投函)

第40条 選挙人は、投票所において、交付された投票用紙に、第37条の規定に従って、自ら候補者の氏名を記載し、投票函に投入するものとする。

(投票の秘密保持)

第41条 選挙人は、何人に対しても、投票した候補者の氏名を陳述する義務を負わない。

第11節 投票立会人

(投票立会人の定数及び届出)

第42条 各投票所における投票立会人の定数は、2人以上とする。

- 2 投票立会人は、各候補者が選挙区選挙人のうちから、本人の承諾を得

て、投票所ごとに1人を定め、選挙期日前3日までに、投票立会人届（様式総務第8号）により、投票管理者に届け出るものとする。

（投票立会人の失格）

第43条 投票立会人は、死亡したとき、辞退したとき、投票所を開くべき時刻に参会しなかったとき、又は途中で退所したときは、その資格を失う。

（投票立会人の指名）

第44条 投票立会人が欠けたとき、又は定数に満たないときは、投票管理者は、当該選挙区の選挙人のうちから、2人に達するまで、投票立会人を指名しなければならない。

（投票立会人の辞退制限）

第45条 投票立会人は、正当の理由がなければ、その職を辞退することができない。

第12節 投票所

（投票所の設置等）

第46条 投票所は、当該教区事務所に設ける。ただし、必要により、選挙長の承認を受けて、他の適当な場所に設けることができる。

2 前項ただし書の場合において、選挙長は、投票管理者を通じ、選挙期日前5日までに、その旨を投票区内の選挙人に通知しなければならない。

3 前項の場合において、2宗務所以上にわたる選挙区の選挙長は、開票管理者に同時に文書をもって通知しなければならない。

（投票所の開閉時間）

第47条 投票所は、午前7時に開き、同日午後1時に閉じる。ただし、投票区内の選挙人が全て投票を終えたときは、投票所を閉じる時刻を繰り上げることができる。

（投票記載場所）

第48条 投票管理者は、投票を記載する場所を別に設けなければならない。

（選挙人の確認及び仮投票）

第49条 投票管理者は、選挙人に疑義があるときは、投票立会人の意見を聴いて、その投票を拒否することができる。

- 2 前項の拒否を受けた選挙人に不服があるときは、投票管理者は、仮に投票をさせなければならない。
- 3 前項の投票は、選挙人が封筒に入れて封をし、その表面に自らその氏名を記載して投函しなければならない。
- 4 前3項の規定は、投票立会人において選挙人に疑義があるときについて準用する。

(投票録及び送致目録の作成)

第50条 投票管理者は、投票録(様式総務第9号)、投票所送致目録(様式総務第10号)各々2通を作成し、投票立会人とともに署名押印し、そのうち各々1通を当該開票管理者に送致し、他の各々1通は選挙期日から2年間保管しなければならない。

(投票函の閉鎖)

- 第51条** 投票所を閉じる時刻には、投票管理者は、その旨を投票立会人に告げて、投票函を閉鎖する。
- 2 投票函の閉鎖は、投票管理者が投票立会人の立会のもと、封印紙をもって厳封し、それぞれが押印して行う。
 - 3 何人も、投票函の閉鎖後は、投票することができない。

(投票函の送致)

第52条 投票管理者は、投票函を厳重に保管し、即日、投票立会人2人以上とともに、送致目録に従い、当該開票管理者に送致しなければならない。ただし、天災その他避けることができない事故により、即日送致できないときは、投票管理者は、その旨を開票管理者に報告し、選挙長及び総務部長に届け出なければならない。

第13節 投票所における秩序保持

(投票所の管理)

第53条 選挙人及び投票所の事務に従事する者でなければ、投票所に入ることができない。

(投票所の秩序保持)

- 第54条** 投票所において、投票に関し、協議又は勧誘をし、その他投票の秩序をみだす者があるときは、投票管理者は、これを制止し、又はその者を投票所以外に退出させることができる。
- 2 前項の規定により退出させられた者には、最後に投票させる。

第14節 郵送投票

(郵送による投票)

第55条 次の各号のいずれかに該当し、あらかじめ投票管理者の承認を受けた選挙人は、郵送による投票（以下「郵送投票」という。）をすることができる。

- (1) 結制安居により禁足中の者
- (2) 投票立会人である者
- (3) 両大本山の役職員、宗務庁の役職員（教化センターの役職員を含む。）、審事院の役職員、宗務所の役職員及び宗門の教育施設等の役職員並びにその在籍者
- (4) 布教等によって旅行中の者
- (5) 交通不便の遠距離の土地又は風浪降雪のため交通が途絶するおそれがある土地に在住する者
- (6) 病気その他やむを得ない事情がある者

(郵送投票の申請)

第56条 郵送投票の承認を受けようとする選挙人は、選挙期日前7日までに、自らその旨を記録郵便物を用いて、郵送投票承認申請書（様式総務第11号）により、投票管理者に申請しなければならない。

(郵送投票による投票用紙の送付)

第57条 投票管理者は、前条に定める申請により郵送投票の承認をしたときは、当該選挙人に対し、直ちに投票用紙1枚を記録郵便物を用いて送付しなければならない。

- 2 前項の投票用紙を受け取った選挙人は、その投票用紙に、選挙の種類による記載方法を定めた第40条の規定に従って、自ら候補者の氏名を記載し、これを様式総務第12号に定める護封筒（以下「護封」という。）に封入し、更に様式総務第12号に定める外封筒（以下「外封」という。）に封入し、投票閉鎖時刻までに到着するよう記録郵便物を用いて投票管理者に送付しなければならない。
- 3 前項の投票用紙を封入した外封には、選挙人の僧籍所在地、寺籍番号、現住所及び氏名を記載しなければならない。
- 4 投票管理者は、投票の当日、投票立会人の前で、郵送投票の有効又は無効を調査し、有効なときは、在中の投票用紙を投票函に投入する。
- 5 投票管理者は、前項により無効と判断した投票用紙、護封及び外封並びに

有効と判断した投票用紙の護封及び外封は、選挙期日から2年間保管しなければならない。

(未設置教区の投票)

第58条 教区を置かない宗務所管内にあつては、選挙人は、前2条の規定による手続により、その投票を投票管理者である宗務所長に送付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票区の事情により、選挙公示後7日以内に総務部長の承認を受け、第38条の規定による投票を行うことができる。この場合において、総務部長は速やかに、投票管理者を通じ、その旨を投票区内の選挙人に通知しなければならない。

第15節 開票立会人

(開票立会人の定数)

第61条 開票所における開票立会人の定数は、2人以上とする。

(開票立会人の届出)

第62条 開票立会人は、候補者が、その選挙区内の選挙人のうちから、本人の承諾を得て、開票所ごとに1人を定め、選挙期日前6日までに、開票立会人届(様式総務第13号)により選挙長に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出を受けたときは、選挙長は、直ちに審査し、選挙期日前3日までに、開票立会人通告書(様式総務第14号)により開票管理者にその旨を通告しなければならない。

(開票立会人の失格)

第63条 開票立会人は、死亡したとき、辞退したとき、開票所を開くべき時刻に参会しなかったとき、又は途中で退所したときは、その資格を失う。

(開票立会人の選出)

第64条 開票立会人が欠けたとき、又は定数に満たないときは、開票管理者は、当該選挙区内の選挙人のうちから、選挙長の承認を受け、2人に達するまで開票立会人を選出しなければならない。

(開票立会人の辞退制限)

第65条 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞退することができない。

第16節 開票及び開票所

(開票所の設置)

第66条 開票所は、当該宗務所に設ける。ただし、必要により、選挙長の承認を受けて、他の適当な場所に設けることができる。

2 前項ただし書の場合において、選挙長は、その旨を開票区内の投票管理者に通告しなければならない。

(開票)

第67条 開票は、各投票所の投票を、前条に規定する開票所に集めて行う。

(開函)

第68条 開票管理者は、全ての投票函の送致を受けたとき、直ちに開票立会人の立会いを得て、開函する。

2 開票管理者は、開票立会人の立会いのうえ、当該開票区の投票函全部を一度に開き、投票用紙を取り出し、開票立会人とともに混同して開票し、次条から第71条までの規定により点検する。

(無効投票)

第69条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 第37条の2の規定によって作成した投票用紙を用いないもの
- (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 削除(平成30年7月27日)
- (4) 削除(平成30年7月27日)
- (5) 候補者の氏名のほか他事を記載し、抹消訂正し、又は符号と認められるものを記載したもの
- (6) 投票用紙の所定の欄に、候補者の氏名が記載されなかったもの

2 前項第5号の規定にかかわらず、候補者の敬称又は住職寺院名を記載したもので、特定の候補者を指称したことが明らかなものの、その投票は有効とする。

(投票の効力)

第70条 開票管理者は、投票に疑義があるときは、開票立会人の意見を聞いて、その効力を決定する。

(仮投票の効力)

第71条 第49条第2項の規定による仮投票があるときは、開票管理者は、

開票立会人の意見を聞いて、投票の効力を決定する。

(投票用紙及び開票録の保管)

第72条 開票済みの投票用紙は、投票の有効又は無効を区別し、第74条によって作成した開票録のうち1通とともに選挙期日から2年間開票管理者において保管しなければならない。

(開票の参観)

第73条 選挙人は、その開票所について、開票の参観を求めることができる。

(開票録の作成)

第74条 開票管理者は、開票録(様式総務第15号)2通を作成し、開票立会人とともに署名捺印のうえ、その1通を、選挙長に送付しなければならない。

- 2 1宗務所の選挙区の開票管理者又は2宗務所以上の選挙区で選挙長に指名された開票管理者は、前項の開票録の送付を要しない。
- 3 第1項に規定する送付は、翌日までに、記録郵便物を用いて行わなければならない。

第17節 選挙会

第75条 選挙長は、当選人を確定するため、選挙会を開催する。この場合において、あらかじめ選挙会の場所及び日時を当該選挙区内の選挙人に教区長を通じて告知しなければならない。

- 2 選挙会は、選挙期日後7日以内に行わなければならない。ただし、天災その他の理由により、その期日を変更する必要がある場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書のとおり、選挙長は、変更した選挙会の日時について、当該選挙区内の選挙人に教区長を通じて告知しなければならない。
- 4 2宗務所以上にわたる選挙区の選挙長は、第1項及び前項に定める告知をしたとき、同時にその告知したものを同一選挙区内の他の宗務所長に文書をもって通知しなければならない。

(準用規定)

第76条 第42条から第45条までの規定は、選挙会について準用する。こ

の場合において、これらの規定中「投票立会人」とあるのは「選挙立会人」と、「投票所」とあるのは「選挙会」と、「選挙期日前3日」とあるのは「選挙会の前3日」と、「投票管理者」とあるのは「選挙長」と読み替えるものとする。

- 2 前項に定めるほか、2宗務所以上にわたる選挙区の選挙長は、他の宗務所の開票管理者及び開票立会人に選挙会の参観を求めなければならない。ただし、第35条第3項によって行う選挙会については、この限りでない。

(開票録の審査)

第77条 選挙長は、選挙会において選挙立会人の立会いを得て、各開票管理者から送付された開票録を審査する。

- 2 前項の開票録に明らかに誤りがあると認める場合においては、選挙長は、選挙会を一時中止し、開票録を開票管理者に差し戻すものとする。
- 3 前項により、開票録の差し戻しを受けた開票管理者は、直ちに開票立会人の意見を聞き、開票録を訂正して選挙長に提出しなければならない。
- 4 選挙長は、前項による開票録の提出を受けたのち、選挙会を再開する。

(被選挙権並びに候補者届及び候補者推薦届の審査)

第77条の2 選挙長は、選挙会において、選挙立会人の立会いを得て、候補者の被選挙権並びに候補者届及び候補者推薦届について、第35条第4項の規定により審査する。

(選挙会における疑義)

第77条の3 選挙長は、選挙会において前2条の審査における疑義が生じたときは選挙立会人との合議により、その処分を決定する。

(選挙会の参観)

第78条 選挙人は、選挙会の参観を求めることができる。

(選挙録等の作成等)

第79条 選挙長は、次の各号に掲げるものを各2通作成し、選挙立会人とともに署名捺印しなければならない。

- (1) 第77条による選挙会の結果を記録した選挙録(様式総務第16号)
- (2) 投票による選挙であったときは、開票録の審査の経過に関する開票録審査書(様式総務第17号)
- (3) 第77条の2による審査を記録した候補者被選挙権及び候補者届審査

書（様式総務第17号の2）

- 2 前項によって作成した第1号から第3号までのものについて、選挙長は、各1通は選挙会を開催した日に記録郵便物を用いて総務部長に送付し、各1通は選挙期日から2年間保管しなければならない。
- 3 前項に定める選挙会を開催した日に総務部長に送付することについて、やむを得ない事情がある場合において、選挙長は、選挙立会人の同意があったときは、選挙会を開催した日の翌日に送付することに変更することができる。

第18節 当選人

（当選人の決定）

- 第80条** 当選人は、系別ごとに有効投票の得票の多い者から定める。この場合において、当選人とするためには、当該選挙区の系別定数をもって有効投票の総数を除して得た数の5分の1以上の得票がなければならない。
- 2 当選人を定める場合において、得票が同じであるときは、選挙会で選挙長がくじで定める。
 - 3 当選人が当選を辞退したとき、死亡したとき、又は当選が無効となったときは、これらの事由によって欠けた者と同系別であって、第1項後段の規定による得票者で当選人とならなかった者のうち、得票の多いものから当選人を定める。

（当選の通告）

- 第81条** 当選人が定まったときは、選挙長は、直ちに当選の旨を当選人に通告しなければならない。

（当選の承諾及び辞退）

- 第81条の2** 前条の通告を受けた当選人は、10日以内に、選挙長に当選の承諾の表示又は当選の辞退の届け出をしなければならない。
- 2 前項の期間を超えても、なお当選人が当選の承諾の表示又は当選の辞退の届け出をしないときは、当選人はその当選の承諾を表示したものとみなす。

（当選証書の交付）

- 第82条** 当選人が当選の承諾を表示したときは、選挙長は、当該当選人に当選証書（様式総務第18号）を交付し、その旨を総務部長に報告しなければならない。

(明細の公示)

第83条 総務部長は、各選挙区における投票総数、当選人の氏名、各候補者の得票数等を記載した明細を公示する。

第20節 雑則

(臨時事務員)

第87条 選挙長又は開票管理者は、選挙事務を処理するため、臨時事務員を委嘱することができる。

2 前項の臨時事務員は、宗門の僧侶でなければならない。

第5章 禁止行為

(禁止行為)

第108条 宗門の僧侶は、この規程に定める選挙に関し、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。

- (1) 当選を得若しくは得しめ、又は得しめない目的で、選挙人に対し金銭、物品その他の利益を供与し、若しくは饗応接待をし、又はこれらの供与を受け、若しくは饗応接待を受けること。
- (2) 候補者であること、又は候補者となろうとすることを止めさせる目的で、候補者であること、又は候補者になろうとする者に対し、前号に定める行為をすること。
- (3) 当選を辞退させる目的で、当選人に対し、第1号に定める行為をすること。
- (4) 前3号に掲げる行為に関し供与する約束をして誘導し、又はその誘導に応ずること。
- (5) 他の候補者が行う選挙活動において、集会等における演説を妨害し、又はその他偽計詐術等不正の方法をもって選挙の自由を妨害すること。
- (6) 投票用紙を偽造し、若しくはその数を増減し、その他不正の方法をもって選挙の効力を妨げ、又は妨げさせること。
- (7) 宗務所長及び教区長である者が、その地位を利用して、特定の候補者のために選挙活動又は選挙活動の援助を行い、選挙の公正を疑わしめること。
- (8) 投票所において、投票に関する協議又は勧誘をし、その他の秩序をみだすこと。
- (9) 選挙に関する文書類を変造若しくは偽造又は破棄すること。